

[平成26年2月20日(木)13:30 経営会議]

平成26年第1回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	2件
条例改正案件	9件
単行案件	4件
補正予算案件	1件
予算案件	10件
人事案件	1件
計	27件

《条例制定案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件

給与独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、財政健全化計画の推進のため、現在の独自削減措置を1年継続実施するため、必要な改正を行う。

＜改正内容＞

給与の削減(期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(1) 給料の削減(市長及び副市長：附則第21項、教育長：附則第8項)

	削減後給料月額	現行給料月額	削減率
市長	630,000 円	815,000 円	△22.7%
副市長	579,000 円	655,000 円	△11.6%
教育長	511,000 円	578,000 円	△11.6%

(2) 期末手当の削減(市長及び副市長：附則第22項、教育長：附則第9項)

期末手当 3.95 月→3.45 月

	削減後支給割合	現行支給割合	削減支給割合
市長	6 月 1.65 月	6 月 1.90 月	△0.25 月
副市長	12 月 1.80 月	12 月 2.05 月	△0.25 月
教育長			

役職加算なし(削減前：15%加算)

●施行期日 平成26年4月1日

◆美唄市給与条例の一部改正の件

給与独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、財政健全化計画の推進のため、現在の独自削減措置を1年継続実施するため、必要な改正

を行うほか、派遣等により住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給する単身赴任手当の新設及び住居手当の改正を行うとともに、財団法人北海道都市職員福祉協会の解散などに伴い、給与からの控除等の見直しについて、必要な改正を行う。

＜改正内容＞

(1) 一般職給与の削減(期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日)

医療職給料表(一)適用職員を除く。

① 給料の削減(附則第40項関係)

＜削減率＞

区 分	行政職給料表	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
7 級	△9.8%	△9.8%	—
6 級			△10.0%
5 級	△9.6%	△7.6%	△7.5%
4 級	△7.6%	△7.4%	△7.4%
3 級	△7.4%		

※1 級及び2 級については、給料の削減を行わない。

② 期末手当の削減(附則第41項～附則第43項関係)

＜支給割合＞

一 般 職 3.95 月→3.50 月

再任用職員 2.10 月→1.82 月

区 分		削 減 後	削 減 前	削減割合
一 般 職	6 月支給	期末 1.000 月 勤勉 0.675 月	期末 1.225 月 勤勉 0.675 月	△0.225 月
	12 月支給	期末 1.150 月 勤勉 0.675 月	期末 1.375 月 勤勉 0.675 月	△0.225 月
再任用職員	6 月支給	期末 0.510 月 勤勉 0.325 月	期末 0.650 月 勤勉 0.325 月	△0.140 月
	12 月支給	期末 0.660 月 勤勉 0.325 月	期末 0.800 月 勤勉 0.325 月	△0.140 月

※勤勉手当の支給割合の削減は行わない。

※期末・勤勉とも役職加算なし

(2) 単身赴任手当の新設及び住居手当の改正

① 単身赴任手当の新設(第21条、第23条、第23条の2関係)

派遣等により住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に、国公に準拠し、単身赴任手当として月額23,000円(職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて、45,000円を超えない範囲で当該月額に加算する。)を支給する。

② 住居手当の改正(第20条の3関係)

単身赴任手当を支給される職員のうち、配偶者(留守家族)が月額12,000円を超える家賃で借家・借間に居住している場合に、国公に準拠し、職

員が居住する借家・借間に係る算定方法による住居手当額の2分の1に相当する額を支給する。

(3) 給与からの控除等の見直し(第36条の9関係)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第25条第2項の規定に基づき定めている、職員からの申出により、給与から控除できる以下の規定について見直す。

① 財団法人北海道都市職員福祉協会の解散に伴い、「財団法人北海道都市職員福祉協会の掛金その他の徴収金」の規定を削る。

② 全国都市職員災害共済会の火災共済掛金の納入方法が加入者から直接口座振替することとなったことから、「全国都市職員災害共済会が行う火災共済の共済掛金その他の徴収金」の規定を削る。

③ 具体的な控除内容がないことから、「その他市長が特に給与から控除することを適当と認めるもの」の規定を削る。

(4) その他の改正

単身赴任手当の新設に伴い、条例中の章名について必要な改正を行う。

●施行期日 平成26年4月1日

〈条例制定案件〉

◆美唄市空き家等の適正管理に関する条例制定の件

管理不全となった空き家等の管理に関し、所有者等の責務を明らかにするとともに、適正な管理を求め、市民の安全と良好な生活環境の保全に寄与することを目的に条例を制定する。

＜条例の構成＞

第1条 目的
第2条 定義
第3条 所有者等の責務
第4条 情報提供
第5条 立入調査等
第6条 助言、指導及び勧告
第7条 支援

第8条 命令
第9条 公表
第10条 安全代行措置
第11条 行政代執行
第12条 関係機関との連携
第13条 委任

＜条例の概要＞

(1) 対象とする空き家(第2条第1号及び第2号関係)

・市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にある管理不全な空き家等とした。

(2) 所有者等の責務(第3条関係)

・空き家等の所有者等は、所有している空き家等及びその敷地を適正に管理し、その地域の生活環境を良好に保全していく責務があることを規定した。

(3) 情報提供(第4条関係)

・管理不全な状態である空き家等に関し、市民等からの積極的な情報提供を求めることを規定した。

(4) 条例による市の対応

① 立入調査(第5条関係)

適正に管理されていない空き家等の情報提供があったときは、当該空き家等に立ち入り、調査をすることができることとした。

② 実態調査(第5条関係)

必要に応じ、空き家等に係る所有者等の把握その他の実態を調査することができることとした。

③ 助言又は指導(第6条関係)

立入調査又は実態調査により、空き家等が管理不全な状態であるときは、管理不全な状態を改善するよう、口頭や文書で指導することができることとした。

④ 勧告(第6条関係)

空き家等の所有者等が指導に従わないときは、管理不全な状態の改善に必要な措置をとるよう勧告することができることとした。

⑤ 支援(第7条関係)

市は、空き家等の適正な管理に関する意識の啓発を図るとともに、空き家等の所有者等に対して技術的な相談に応じるなど、適切な管理が実施できるよう所有者等を支援することができることとした。

⑥ 命令(第8条関係)

空き家等の所有者等が勧告に従わず、著しく管理不全な状態であるときは、履行期限を定めて、管理不全な状態の改善に必要な措置をとるよう命ずることができることとした。

⑦ 公表(第9条関係)

空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、あらかじめ意見を述べる機会を与えた上で、命令に従わない者の住所や氏名、空き家等の所在地、命令の内容を公表することができることとした。

⑧ 安全代行措置(第10条関係)

空き家等の所有者等から管理不全な状態を解消することができないとの申出があったときは、市長は、当該管理不全な状態を回避するために必要最低限の措置を執ることができるとし、措置に係る費用は、所有者等の負担とすることとした。

⑨ 行政代執行(第11条関係)

命令を受けた所有者等が命令に従わない場合において、他の手段によることが困難であり、このまま放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、代執行をすることができることとした。

⑩ 関係機関との連携(第12条関係)

空き家等が管理不全な状態にあることに起因して、犯罪や火災の誘発を引き起こすおそれがある場合や、市だけでは対応が困難な場合に、

警察や関係機関に情報を提供し、必要な協力を要請することができることとした。

●施行期日 平成26年4月1日

〈単行案件〉

◆北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件

北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」が平成26年3月31日付で解散脱退することから、規約の必要な変更を行う。

＜変更内容＞

組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名を規定する別表から「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削除する。

●施行期日 総務大臣の許可の日

◆財政調整基金の一部積立て停止の件

美唄市財政調整基金条例(昭和35年条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、財政事情により、毎年度地方交付税の算定に用いられる基準財政需要額の100分の1を下らない金額の積立てを停止する。

平成25年度基準財政需要額 × 1/100

8,288,516千円 × 1/100 ≒ 82,886千円

(市民部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市医療費助成条例の一部改正の件

子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援するため、乳幼児等医療費助成事業の対象を拡大し、小学校就学前の全ての乳幼児等の医療費に係る自己負担額を全額助成するため、必要な改正を行う。

＜改正内容＞

- ・満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの乳幼児等(未就学児)については、保護者の所得の額にかかわらず、医療費助成の対象とする。(第3条関係)
- ・満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの乳幼児等(未就学児)については、一部負担金を要しないこととする。(第5条関係)
- ・附則に必要な経過措置を設ける。(改正附則関係)

●施行期日 平成26年4月1日

(経 済 部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市パークゴルフ場条例の一部改正の件

美唄市パークゴルフ場は、平成24年度に9ホールの増設工事を完了し、平成25年度中は養生を行っていたが、平成26年4月下旬から供用を開始するため、必要な改正を行う。

＜改正内容＞

・別表中「27 ホール」を「36 ホール」に改める。(別表関係)

●施行期日 平成26年4月1日

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | |
|---|
| 1 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市農道離着陸場 |
| 2 指定管理者となる団体の名称
ピートエアインコーポレーション 日本支店 |
| 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで |

(都市整備部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市手数料徴収条例の一部改正の件

北海道に対し権限の移譲を要望していた屋外広告物の許可等に関する事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく平成25年第4回道議会定例会における北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の可決により、平成26年4月1日から移譲されることとなったが、当該事務を処理するに当たっては、屋外広告物の許可、変更許可及び継続許可に係る手数料を条例に定める必要があることから、条例において道の手数料と同額として新たに規定するほか、条例の整備に関し必要な改正を行う。

＜改正内容＞

・屋外広告物許可申請手数料を新設する。(別表第9関係)

・上記の屋外広告物許可申請手数料の新設等に伴い条文を整備する。(第2条、別表第8、別表第10関係)

●施行期日 平成26年4月1日

(教育委員会)

〈条例改正案件〉

◆美唄市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部改正の件

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の成立に伴い、社会教育法(昭和24年法律第207号)の一部が改正され、従来、国が定めていた社会教育委員の委嘱基準について、省令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことから、必要な改正を行う。

〈改正内容〉

- ・題名を「美唄市社会教育委員条例」に改める。
- ・設置及び目的を新設する。(第1条関係)
- ・委嘱の基準を新設する。(第2条関係)
- ・設置、目的及び委嘱の基準の新設に伴い必要な改正を行う。(第3条、第4条、第5条関係)

●施行期日 平成26年4月1日

◆美唄市体育センター条例の一部改正の件

老朽化が進んでいる現美唄市体育センターの施設は、平成25年度末をもって供用廃止し、平成26年度からその代替施設として、旧北海道美唄工業高等学校の屋内体育館等を北海道教育委員会から借用し活用するため、必要な改正を行う。

〈改正内容〉

- ・美唄市体育センターの位置を「美唄市東6条北5丁目1番7号」から「美唄市西2条北4丁目1番1号」に改める。(第2条関係)

●施行期日 平成26年4月1日

〈単行案件〉

◆指定管理者の指定の件

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 管理を行わせようとする施設の名称
美唄市総合体育館 |
| 2 | 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 美唄市体育協会 |
| 3 | 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで |

(消防本部)

〈条例制定案件〉

◆美唄市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)の成立に伴い、消防組織法(昭和22年法律第226号)の一部が改正され、従来、国が定めていた消防長及び消防署長の資格の基準等について、政令で定める基準を参酌し、条例で定めることとされたことから、条例を制定する。なお、附則において、美唄市消防長の任命資格を定める条例(平成22年条例第21号)を廃止する。

〈条例の構成〉

第1条 消防長の資格

第2条 消防署長の資格

〈条例の概要〉

(1) 消防長の資格の要件(第1条関係)

- ① 消防職員で消防署長又は消防署長の職と同等以上の職に1年以上あったものであること。
- ② 消防団員で消防団長の職に2年以上あったものであること。
- ③ 市職員で部長又は部長の職と同等以上の職に2年以上あったものであること。

(2) 消防署長の資格の要件(第2条関係)

- ① 消防吏員で消防司令の階級に1年以上あったものであること。
- ② 消防吏員で消防司令補の階級に3年以上あったものであること。
- ③ 消防団員で消防副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであって、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

●施行期日 平成26年4月1日

〈条例改正案件〉

◆美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)の成立に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の改正により、非常勤消防団員等に介護補償を支給する要件を規定する条文中の引用条項を整備する。

〈改正内容〉

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、条例第9条の2第1項第2号に定める非常勤消防団員等に介護補償を支給する要件を規定する条文中の引用条項である「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。(第9条の2関係)

●施行期日 平成26年4月1日

◆美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成26年政令第17号)の制定により、消費税率及び地方消費税率の引き上げ及び人件費や物件費等の変動の影響に伴い、危険物に関する手数料の額の標準が改正されたことから、必要な改正を行う。

＜改正内容＞

- ・危険物の製造所等の設置の許可の申請に係る手数料の額について、政令に規定される標準額と同額に引き上げる。(別表第1関係)

●施行期日 平成26年4月1日

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成25年度美唄市一般会計補正予算(第8号)

補正内容 経営会議資料

《予算案件》

◆平成26年度美唄市一般会計予算

◆平成26年度美唄市民バス会計予算

◆平成26年度美唄市国民健康保険会計予算

◆平成26年度美唄市下水道会計予算

◆平成26年度美唄市介護保険会計予算

◆平成26年度美唄市介護サービス事業会計予算

◆平成26年度美唄市後期高齢者医療会計予算

◆平成26年度市立美唄病院事業会計予算

◆平成26年度美唄市水道事業会計予算

◆平成26年度美唄市工業用水道事業会計予算

《人事案件》

◆美唄市公平委員会委員選任の件

(小川 賢一 委員 任期限 平成26年3月30日)

日程(予定)

2月20日(木) 経営会議

21日(金)

22日(土)

23日(日)

24日(月)

25日(火)

26日(水)

27日(木)

28日(金)

3月1日(土)

2日(日)

3日(月)

4日(火)

5日(水)

6日(木)

7日(金)

8日(土)

9日(日)

10日(月)

11日(火)

12日(水)

13日(木)

14日(金)

15日(土)

16日(日)

17日(月)

18日(火)

19日(水)

20日(木)

21日(金) 春分の日

22日(土)

23日(日)

24日(月)

平成25年度 一般会計補正予算案 (第8号)

補 正 前 の 額			16,952,059				(千円)
歳 出 補 正			歳 入 補 正				
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
3	民生費	障がい者在宅福祉一般管理事務	1,836		918	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (障害者自立支援給付支払等システム事業補助金)
1	社会福祉費	補正内容 増額 平成26年4月からの障害者総合支援法の制度改正に伴い、障害者支援システムの改修を行うもの。	委 託 料	1,836	918	一 般 財 源	
4	在宅福祉費						
3	民生費	臨時福祉給付金給付事業	106,402		106,402	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (臨時福祉給付金給付事業費補助金)
1	社会福祉費	補正内容 新規 消費税率及び地方消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付措置を行うもの。	職員手当等	741			
			共 済 費	326			
			賃 金	2,047			
			旅 費	55			
			需 用 費	821			
			役 務 費	4,406			
			委 託 料	3,002			
			使用料及び賃借料	849			
			負担金補助及び交付金	94,155			
9	臨時福祉給付金給付費						
3	民生費	子育て地域ささえあい事業	500		500	道 支 出 金	16 道支出金 2 道補助金 2 民生費道補助金 (子育て支援対策事業費補助金)
2	児童福祉費	補正内容 増額 電動自転車を活用し家庭訪問することにより、効率よくニーズに合わせた訪問活動を行うことができることから、電動自転車を購入するもの。	需 用 費	12			
1	児童福祉総務費		備品購入費	488			
3	民生費	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	18,689		18,689	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 2 民生費国庫補助金 (子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金)
2	児童福祉費	補正内容 新規 消費税率及び地方消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図ることから、臨時的な給付措置を行うもの。	職員手当等	387			
			共 済 費	62			
			賃 金	384			
			旅 費	11			
			需 用 費	88			
			役 務 費	411			
			委 託 料	976			
			使用料及び賃借料	130			
			負担金補助及び交付金	16,240			
4	児童措置費						

歳 出 補 正				歳 入 補 正			
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
4	衛生費	中高年疾病予防事業	11,230		5,615	国庫支出金	15 国庫支出金 2 国庫補助金 3 衛生費国庫補助金 (疾病予防対策事業費等補助金)
1	保健衛生費	補正内容 増額 働く世代の女性に対して、無料クーポン券等を配布することにより、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発、健康保持の増進を図るもの。	賃 金	60	5,615	一 般 財 源	
			需 用 費	49			
1	保健衛生総務費		役 務 費	10,084			
			委 託 料	1,037			
6	農林費	食料供給基盤強化特別対策事業	35,000		17,500	道 支 出 金	16 道支出金 2 道補助金 5 農林費道補助金 (食料供給基盤強化特別対策事業補助金)
1	農業費	補正内容 増額 国の補正予算により、道営農地整備事業の峰岩地区及び大富地区に予算配分され、道営土地改良事業が実施されることから農家負担軽減対策を行うもの。	負担金補助及び交付金	35,000	17,500	市 債	22 市債 1 市債 4 農林債 (農業基盤整備債)
7	ほ場整備費						
7	商工費	企業立地等振興対策補助事業	5,400		5,400	市 債	22 市債 1 市債 1 総務債 (過疎地域自立促進特別事業債)
1	商工費	補正内容 増額 市内における工鉦業の振興を促進するため、新增設する者等に対し、助成措置を行い、産業の振興と雇用の拡大を図るもの。	負担金補助及び交付金	5,400			
1	商工振興費						
補 正 額			179,057		179,057		
					131,624	国庫支出金	【一般財源の内訳】 普通交付税 6,533千円
					18,000	道 支 出 金	
					22,900	市 債	
					6,533	一 般 財 源	
補 正 後 の 額			17,131,116				

【繰越明許費】

追加

事 業 名	金 額
臨時福祉給付金給付事業	106,402 千円
子育て世帯臨時特例給付金給付事業	18,689 千円
中高年疾病予防事業	11,230 千円
食料供給基盤強化特別対策事業	40,000 千円

<追加理由>

本歳入歳出予算に計上している「臨時福祉給付金給付事業」、「子育て世帯臨時特例給付金給付事業」、「中高年疾病予防事業」の全額を繰越明許費の設定を行うもの。

また、当初予算の一部及び本歳入歳出予算に計上している「食料供給基盤強化特別対策事業」の全額について、平成25年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うもの。

【債務負担行為】

追加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
空 知 団 地 購 入 費	H26～H35	34,546
農道離着陸場指定管理業務	H26～H28	6,690
リサイクルセンター指定管理業務	H26～H27	348
し尿処理場指定管理業務	H26	1,701
まちなか交流広場指定管理業務	H26	8
ビバオイの里プラザ指定管理業務	H26	144
和田公園指定管理業務	H26	1
公民館・市民会館指定管理業務	H26～H27	1,632
アルデビアツァ美唄指定管理業務	H26	477
温水プール指定管理業務	H26	980
総合体育館指定管理業務	H26～H28	83,949

<追加理由>

第1回市議会定例会において提案している空知団地購入費、農道離着陸場指定管理者の指定及び総合体育館指定管理者の指定を、それぞれ債務負担行為を設定するほか、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、平成24年度、平成25年度に設定していた各施設指定管理業務の増額により、債務負担行為を設定するもの。

【地方債】

変更

事 項	限度額(千円)	
	補正前	補正後
過疎地域自立促進特別事業債	199,000	204,400
農業基盤整備債	16,100	33,600

<変更理由>

本歳入歳出予算に計上している「企業立地等振興対策補助事業」、「食料供給基盤強化特別対策事業」について、事業の実施に伴う財源として「過疎地域自立促進特別事業債」を5,400千円、「農業基盤整備債」を17,500千円増額発行するため、それぞれ地方債の限度額の変更を行うもの。

